

海上衝突予防法の一部を改正する法律案参照条文

。海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約に添付されている千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の規定に準拠して、船舶の遵守すべき航法、表示すべき灯火及び形象物並びに行うべき信号に關し必要な事項を定めることにより、海上における船舶の衝突を予防し、もつて船舶交通の安全を図ることを目的とする。

（適用船舶）

第二条 この法律は、海洋及びこれに接続する航洋船が航行することができる水域の水上にある次条第一項に規定する船舶について適用する。

（定義）

第三条 この法律において「船舶」とは、水上輸送の用に供する船舶類（水上航空機を含む。）をいう。

2 この法律において「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶（機関のほか帆を用いて推進する船舶であつて帆のみを用いて推進しているものを除く。）をいう。

3・4 （略）

5 この法律において「水上航空機」とは、水上を移動することができる航空機をいう。

6・8 （略）

9 この法律において「航行中」とは、船舶がびよう泊（係船浮標又はびよう泊をしている船舶にする係留を含む。以下同じ。）をし、陸岸に係留をし、又は乗り揚げていない状態をいう。

10 この法律において「長さ」とは、船舶の全長をいう。

11 （略）

12 この法律において「視界制限状態」とは、霧、もや、降雪、暴風雨、砂あらしその他これらに類する事由により視界が制限されている状態をいう。

（各種船舶間の航法）

第十八条 1・5 （略）

6 水上航空機は、できる限り、すべての船舶から十分に遠ざかり、かつ、これらの船舶の通航を妨げないようにしなければならない。

（定義）

第二十一条 1・6 （略）

7 この法律において「せん光灯」とは、一定の間隔で毎分百二十回以上のせん光を発する全周灯をいう。

（航行中の動力船）

第二十三条 航行中の動力船（次条第一項、第二項、第四項若しくは第七項、第二十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項か

ら第四項まで若しくは第六項又は第二十九条の規定の適用があるものを除く。以下この条において同じ。）は、次に定めるところにより、灯火を表示しなければならない。

一、三（略）

2、6（略）

（水上航空機）

第三十一条 水上航空機は、この法律の規定による灯火又は形象物を表示することができない場合は、その特性又は位置についてできる限りこの法律の規定に準じてこれを表示しなければならない。

（音響信号設備）

第三十三条 船舶は、汽笛及び号鐘（長さ百メートル以上の船舶にあつては、汽笛並びに号鐘及びこれと混同しない音調を有するどちらを備えなければならない。ただし、号鐘又はどちらかは、それぞれこれと同一の音響特性を有し、かつ、この法律の規定による信号を手動により行うことができる他の設備をもつて代えることができる。）

2 長さ十二メートル未満の船舶は、前項の汽笛及び号鐘を備えることを要しない。ただし、これらを備えない場合は、有効な音響による信号を行うことができる他の手段を講じておかなければならない。

3（略）

（視界制限状態における音響信号）

第三十五条 視界制限状態にある水域又はその付近における船舶の信号については、次項から第十二項までに定めるところによる。

2、6（略）

7 びよう泊中の長さ百メートル未満の船舶（次項の規定の適用があるものを除く。）は、一分を超えない間隔で急速に号鐘を約五秒間鳴らさなければならない。この場合において、前項後段の規定を準用する。

8・9（略）

10 乗り揚げている長さ百メートル未満の船舶は、一分を超えない間隔で急速に号鐘を約五秒間鳴らすとともにその直前及び直後に号鐘をそれぞれ三回明確に点打しなければならない。この場合において、前項後段の規定を適用する。

11 長さ十二メートル未満の船舶は、第二項から前項までの規定による信号を行うことを要しない。ただし、その信号を行わない場合は、二分を超えない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

12・13（略）

（この法律の規定の特例）

第四十一条（略）

2 政令で定める水域における水上航空機の衝突予防に関し遵守すべき航法、灯火又は形象物の表示、信号その他運航に関する事項については、政令で特例を定めることができる。

3・4（略）